

企画競争に係る手続き開始の公示

本件業務の委託に係る契約の締結を希望する者は、下記の要領により参加表明書を提出すること。

提出された参加表明書を公正・厳正に審査の上、企画競争資料の契約候補者として選定した後、最も適切な企画競争資料を提出した者と、随意契約を行う。

令和5年11月13日

支出負担行為担当官
九州防衛局長 江原康雄
(公印省略)

1 業務概要

(1) 業務の名称 築城(5)庁舎新設設備工事監理業務

(2) 業務場所 福岡県築上郡築上町

(3) 業務内容 本業務の概要は以下のとおり。

次の工事に伴う工事監理業務を行う。

(機械／巡回1名、電気／巡回1名、通信／巡回1名)

【対象工事】

○築城(5)庁舎新設機械工事（仮称）

・庁舎新設（鉄筋コンクリート造地上1階・地下1階建て／延べ面積 約1,800㎡）に係る付帯機械工事 一式

・地下通路新設（鉄筋コンクリート造地下1階建て／延べ面積 約160㎡）に係る付帯機械工事 一式

○築城(5)庁舎新設電気その他工事（仮称）

・庁舎新設（鉄筋コンクリート造地上1階・地下1階建て／延べ面積 約1,800㎡）に係る付帯電気、通信工事 一式

・地下通路新設（鉄筋コンクリート造地下1階建て／延べ面積 約160㎡）に係る付帯電気、通信工事 一式

・構内配電線路 一式

・構内通信線路 一式

(4) 履行期限 令和8年3月31日

2 参加資格、選定基準

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる事項の全てを満足していること。

(1) 次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- イ 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「機械」に係る「A」の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 平成25年度以降公示日までに、元請けとして引渡しを完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す同種業務の履行した実績を有する。

【同種業務】

次のいずれかの履行した実績を有すること。

ア. 延べ面積1,000㎡以上／（1棟当たり）の建物に係る設備工事監理業務。

イ. 上記“ア”と同等規模の建物に係る機械実施設計業務。

ウ. 防衛局発注の総合工事監理業務において上記“ア”の再委託。

エ. 防衛局発注の標準図等活用発注方式の工事において上記“イ”の下請け。

オ. 防衛局発注の総合設計において上記“イ”の再委託。

なお、業務成績の評定点が65点未満のものを除く（業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなす）。

オ 会社内に秘密保全を確実に実施するための実効性の高い組織を設置している又は本業務契約前に設置していること。

カ 九州防衛局における直近の評価点の平均が65点未満でないこと。

キ 九州防衛局が発注した「機械」業務のうち、令和3年度及び令和4年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、当該業務に係る評価点の平均が65点以上であること。

ク 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ケ 参加表明書を提出した者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、見積心得書第4条第2項の規定に抵触するものでない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合（共同企業体を含む。）の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

コ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

サ 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できること。

(2) 次の基準をすべて満たす管理技術者を配置できる。

ア 次の資格を有し、かつ、経験を有すること。

【資格】

・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第5項に規定する建築設備士、又は第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者。

【経験】

・ 大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者とする。

また、公共工事の発注者として従事した設計・積算・工事監督等の経験年数も含めるものとする。

イ 平成25年度以降公示日までに、引渡しを完了した業務のうち、次に示す同種業

務を履行した経験を有する。

【同種業務】

次のいずれかの履行した経験を有すること。

- ① 延べ面積1,000㎡以上／（1棟当り）の建物に係る設備工事監理業務（原則、着工から完成まで）。
- ② 上記”①”と同等規模の建物に係る機械実施設計業務（履行期間の全てに従事）。
- ③ 防衛局発注の総合工事監理業務において上記”①”の再委託（原則、着工から完成まで）。
- ④ 防衛局発注の標準図等活用発注方式の工事において上記”②”の下請け（履行期間の全てに従事）。
- ⑤ 防衛局発注の総合設計において上記”②”の再委託（履行期間の全てに従事）。

なお、当該経験が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。

ウ 配置予定管理技術者の令和5年11月13日現在の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、令和5年11月13日現在の手持ち業務に九州防衛局が発注した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

エ 公示日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

直接的な雇用関係とは3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

3 参加表明書の提出内容

- (1) 上記2(1)エに掲げる資格があることを判断できる同種業務等の実績（業務の実績として記載する件数は、1件でよい）。
- (2) 上記2(2)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び業務の経験等。

配置予定の技術者の同種業務等の経験の件数は1件でよく、予定者として複数の候補技術者を記載してもよい。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに当該企画競争資料又は企画競争提案書の取下げを行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置できないにもかかわらず契約した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) (1)及び(2)の業務の実績及び経験として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務を証明する資料。

ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS/テクリス)」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム (PUBDIS)」に登録されている場合は、その写しを添付するものとし、契約書の写し等を提出する必要はない。

4 手続等

本業務は、参加表明書作成要領等の交付、同要領等に関する質問及び参加表明書の提出を電子入札システムで行い、参加表明書提出後の手続きについては紙で行う。

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎
九州防衛局総務部契約課
TEL 092-483-8829 FAX 092-472-2345
メールアドレス ks-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(2) 参加表明書等の交付期間、交付場所及び方法

ア 交付期間 令和5年11月13日から令和5年11月22日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF、Word

図面類 : PDF

申請書類 : Word、Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00_syoshikiindex.htm)

(3) 参加表明書提出手続き

参加表明書は、「参加表明書作成要領」に基づき作成し、電子入札システムにより提出する。紙により提出する場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）若しくは電子メールにより提出する（電子メールにより提出する場合は、(1)の担当部局へ電話連絡するものとする。以下同じ。）。

ア 提出先 上記(1)に同じ。

イ 提出期間

(ア) 電子入札システムによる場合

令和5年11月13日から令和5年11月22日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は12時まで。

(イ) 持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出する場合

令和5年11月13日から令和5年11月22日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで。（12時から13時までの間を除く。）ただし、最終日は12時まで。郵送等又は電子メールによる場合は令和5年11月22日12時迄必着とする。

ウ 参加表明書を提出する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した定形外・角形2号封筒を技術資料と併せて提出すること。

(4) 参加表明書作成要領等に対する質問

参加表明書作成要領等に対して質問がある者は、支出負担行為担当官に対して次に従い質問することができる。

ア 提出方法 電子入札システムにより、また、紙による場合は書面（様式は自由とする。）を上記(1)に持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出する（電子メールにより提出する場合は、(1)の担当部局へ電話連絡するものとする。）。

イ 提出期間

(ア) 電子入札システムによる場合

令和5年11月14日から令和5年11月16日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

(イ) 持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出する場合

令和5年11月14日から令和5年11月16日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで。（12時から13時までの間を除く。）郵送等又は電子メールによる場合は令和5年11月16日17時迄必着とする。

(ウ) 質問に対する回答は、電子入札システム、電信(FAX)又は電子メールにより、令和5年11月20日17時迄に行う。また、質問書に対する回答書は、令和5年11月14日から令和5年11月22日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで、上記(1)において閲覧に供するほか、必要に応じ閲覧希望者に配布する。

（電信(FAX)又は電子メールにより希望する場合は、(1)へ電話連絡するものとする。）

5 企画競争の資料提出を要請する候補者の選定

上記3の提出資料について審査を行い、企画競争の候補者として選定した者には、企画提案の提出要請書をもって通知する。また、候補者以外の者には、選定されなかった旨を通知する。

その結果は、参加表明時に提出された返信用封筒により、令和5年12月8日までに通知（封筒送付前に書面を先に電信（FAX）する。）する。

6 選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち、企画競争の候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）でもって、支出負担行為担当官から通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内（令和5年12月19日迄）に、書面（様式は自由）により、支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（令和6年1月4日迄）に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

ア 受付場所 上記4(1)に同じ。

イ 受付時間 行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。ただし、12時から13時までの間を除く。

7 苦情申し立て

(1) 上記6(3)の説明に不服がある者は、非選定理由の説明に係る書面を受けとった日から10日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申し立てを行うことができる。

(2) (1)の申し立てについては、入札監視委員会において審議を行う。

(3) (1)の申し立ての提出場所及び提出時間等

ア 提出場所 上記4(1)に同じ。

イ 提出時間 行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。ただし、12時から13時までの間を除く。

ウ その他 書面（書式は自由）は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) (1)の申し立てに関する手続等を示した書類等の入手先 上記4(1)に同じ。

8 参加表明書の提出にあたっての留意事項

(1) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(2) 参加表明書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加表明書は返却しない。

なお、提出された参加表明書は、契約の候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

- (4) 参加表明書提出後、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。
また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職、死亡等のやむをえない理由により変更を行う場合には、上記2(2)に示す資格と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
なお、複数名記載する事は差し支えない。
- (5) 使用する書類の形式はA-4縦を基本とする。

9 その他

(1) 特記仕様書などの資料について

本業務に関する見積に必要な資料（仕様書、図面等）については、企画提案について審査の上、契約候補者の選定を受け、かつ「秘密保全に関する誓約書」を提出した者に貸出すものとする。

なお、貸出しした資料については見積り合わせを行った後、速やかに返却するものとする。

(2) 見積り合わせについて

見積り合わせは、秘密保全の観点から企画競争の結果、秘密の保全について最も優秀な契約候補者を行うものとする。ただし、見積り合わせを行った結果、評価が最も優秀な者が辞退した場合に限り、企画競争資料の内容から当該業務の適正な遂行及び秘密保全を適正に行い得ると判断できる者のうち、次順者を契約候補者として選定し、見積り依頼を行う場合がある。

(3) 特約条項について

本業務の事業監理業務委託契約書に秘密の保全に係る特約条項及び違約金に関する特約条項を付するものとする。

(4) 再委託の契約について

本業務の受注者が本業務の一部を第三者に再委託させる場合は、当該再委託等先が支出負担行為担当官と秘密保全に関する規定を含む契約を締結しなければならない。

(5) 再委託の禁止について

本業務は建設工事に係る以下の仕様書に適用するものとし、仕様書中の再委託の条項部分に示すとおりとする。

○事業監理業務共通仕様書（防整技第5000号。2.3.30）

(6) 見積り合わせ後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 本業務は、国庫債務負担行為に基づく契約を締結した会計年度又はその翌年度以降における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する出来高予定額（以下「出来高予定額」という。）について、事業の進捗等の状況により当該各年度の支払限度額及び出来高予定額を当該各年度の予算額の範囲内において変更する可能性がある。

なお、当該変更を行う場合、発注者と受注者で協議の上、契約書第29条第1項、第30条第1項、同条第2項及び第31条第2項を必要に応じて変更して、部分払の

支払を請求するものとする。